

* 同意書について *

神戸家庭裁判所

今回の申立てについては、周囲の近い親族の方々には、相談をなさっておられることと思います。

今後の後見等の事務にあたり、近い親族の方々にもこの制度について理解していただき、その上で協力していただくことは、円滑に後見等の事務を実施していくためには不可欠です。

また、親族の方々の中には、同居はされていなくても、本人の財産についての利害関係を有している方もいらっしゃいますので、家庭裁判所では、少なくともこうした方々からの同意を得ていただくことを原則とする扱いとしています。同意を得ていただく親族は、下記のとおりです。（ただし、後日、追加して同意書を提出していただくことがあります。）

いろいろ事情もおありかと思しますので、同封の同意書につきましては、反対をしている方につきましては提出していただく必要はありませんが、意思表示ができて、賛成をしてくださっている方々からはいただけてください。

反対をしている方の中には、「後見人等」について、後見人等が、ご本人の財産を恣意的に処分できるかのように誤解をしておられる場合があります。

したがって、そのような場合にも、後見人等は、本人の身上についての配慮を行いながら、あくまでも本人のために、本人の収支の管理をするものであることを説明をしていただいて、同意書を提出していただけるよう、努力をなさってみてください。

遠方に居住しておられる親族がおられる場合、早めに準備していただき、他の申立て書類とともに、申立ての際に提出してください。

なお、同意書用紙と同記載例につきましては、必要な人数分だけコピーして御利用ください。

以上、どうぞよろしくご協力ください。

— 同意書を得て頂くご親族について —

- 1 本人の配偶者・本人の子ども
- 2 (本人に子どもがない場合) 本人の配偶者と本人の親
- 3 (本人に子ども・親がない場合) 本人の配偶者と本人の兄弟姉妹